

平成27年12月18日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）この際、報告いたします。議会運営委員会委員長 岡君から平成27年12月14日付をもって議案1件が提出されました。議案は、お手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 松浦君、5番 坂口君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第12号 橋本市債権管理条例について から、日程第8 議案第34号 調停について までの7件

○議長（中本正人君）日程第2 議案第12号 橋本市債権管理条例について から、日程第8 議案第34号 調停について までの7件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告の朗読をもって説明

にかえさせていただきます。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第12号 橋本市債権管理条例について、議案第13号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について、議案第17号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、議案第20号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第22号 橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第34号 調停について を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第17号は賛成多数で原案可決、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第12号は、市の債権管理について、公平性かつ公正性の確保、さらには歳入の確保を目的として、適正な管理と処理を図るため、その手順や手続きを定めるものである。

委員から、債権管理の実務執行についてただしがあり、担当課と債権回収対策室が共同で債権管理することが基本である。困難事例のみが対策室に引き継がれ、資産があるかなど支払い能力の有無について調査し、支払い能力があれば法的措置を行う。支払い能力がなければ、意見書をつけて担当課へ返戻し、担当課において債権放棄や不能欠損処理を行う。債権放棄に関しては、庁内で統一基準による運用を行うために、審査会などの設置を検討している との答弁がありました。

他市では、債権回収状況をホームページで公開しており、滞納抑制という点で効果があるが、本市においても取り組む予定はあるかとのただしがあり、税の差し押さえ実績を市広報やホームページで公開しており、その他の債権についても今後公開していきたいとの答弁がありました。

特定任期付職員として専任の弁護士を配置する方針であるが、採用は決まったかとのただしがあり、当初8月20日から9月30日まで募集を行ったが、問い合わせ等はなかった。10月7日から12月25日までの期間で再募集しており、和歌山弁護士会や大阪弁護士会に対し人選の協力を申し入れ、日本弁護士連合会のひまわり求人求職ナビでも募集しているが、現時点においてもまだ問い合わせ等はないとの答弁がありました。

議案第13号は、地域再生法の一部改正により、地方創生に基づく本社機能の移転・拡充を促進するための税制上の支援措置等が規定されたことに伴い、企業誘致を積極的に行うために新たな税優遇措置を定めるものである。

委員から、固定資産税の減収額に対する地方交付税の補填措置についてただしがあり、例えば、移転型事業での交付税算入割合は、減収額の75%に対し、初年度が100%、第2年度が75%、第3年度が50%であるとの答弁がありました。

移転型事業において、本社機能の移転先として指定される「地方活力向上地域」とはどのような地域かとのただしがあり、県の地域再生計画の中で設定された地域であり、本市では、山林や農業振興地域などを除いた地域が設定されており、企業誘致用地の工業団地も含まれている。また、隅田地区の一部についても、現在は山林であるが、企業誘致用地として開発を検討しているので、当該地域に設定されているとの答弁がありました。

議案第17号は、いわゆる個人番号法の施行に関連し、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の市独自での利用、庁内における情報連携及び市長部局と教育委員会部局間での情報提供に関して、必要な事項を定めるものである。

委員から、マイナンバー制度のメリットについてただしがあり、今まで国や地方において統一の番号や記号がなかったため、紙による本人確認などさまざまな手段があり大変コストがかかっていたが、番号を統一することにより確認コストが削減できるなど、今後の社会基盤として活用することで大いに効果があるとの答弁がありました。

市の窓口で手続きする際に個人番号カードを忘れた場合の対応についてただしがあり、必要な場合には事情を聴取した上で、マイナンバーを記載した住民票を発行することで対応するとの答弁がありました。

児童等に対する個人番号カードの発行事務についてただしがあり、申請時において20歳以上の方のカードの有効期限は10年であるが、20歳未満の方は5年であり、児童の成長に対応している。なお、15歳未満の方が個人番号カードを受け取る場合は、必ず親権を持つ法定代理人と一緒に手続きし、代理人の本人確認等も行った上で交付するとの答弁がありました。

マイナンバーの通知カードの返戻状況についてただしがあり、全発送件数2万7,087件について、11月16日から郵送を開始し、12月6日までに送達できなかった分が市役所に返戻されている。12月10日現在の返戻分は1,889件、全体の6.97%であるが、この中には送達の必要がない分も含まれるとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、マイナンバー制度は、国民にとってどれだけ利益

があるか不明であり、一人一人に番号を付して情報を集めることは、情報流出や悪用されるとプライバシー侵害や、成り済まし犯罪を引き起こす危険性がある制度である。また、番号通知カードの郵送について、本市では問題は起きていないが、全国的には発生している。当制度は28年1月から実施されるが、今の段階でも凍結し中止するべきと考え、本条例の制定に反対するとの討論がありました。

議案第20号と議案第21号は、本年12月末をもって住民基本台帳カードの交付が終了し、来年1月から個人番号カードの利用が始まることに伴い、印鑑の登録や印鑑証明書の交付について、また従来の自動交付機に加え、コンビニエンスストア等に設置される多機能端末機でも住民票や印鑑証明書の交付ができるようになることから、所要の規定の整備を行うものである。

委員から、多機能端末機の利用開始時期と、自動交付機はいつまで利用できるかとのただしがあり、多機能端末機については来年2月1日から利用開始予定である。自動交付機については、本庁と紀見北地区公民館、高野口地区公民館、城山台センターに設置しているが、リース契約が満了する29年6月末に撤去する方針であり、それまでは利用できるとの答弁がありました。

個人番号カードの暗証番号の安全管理対策について ーただしがあり、個人番号カードの交付時に暗証番号を登録することになるが、その際に暗証番号を記入する用紙を配布する。カードには暗証番号を記入しないように、また、その用紙をカードとは別に保管するよう説明する ーとの答弁がありました。

議案第22号は、本年3月31日付で市長が専決処分した橋本市税条例等の一部を改正する条例について、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その

一部を改正するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第34号は、大規模太陽光発電事業用地として賃貸した市有地において発生した苦情の解決、権利関係の整序、当該事業の早期開始を求め、土地の貸借人である事業会社とその事業パートナー会社に対して調停を申し立て、調停を3度行ったが、事態の改善が見込めなかったことから、27年6月定例会において訴訟の提起の可決を経て、裁判を行う予定であった。しかし、その後の調停において両者の歩み寄りにより事態が進展し、このたび調停条項が出され、これを受諾するのが相当であると判断し、本調停を成立させるものである。

委員から、事業パートナー会社が本事業を引き継ぎ、工事下請け業者に工事費を支払うことでソーラーパネルの設置を完成させ、発電していくことになったという理解でよいかとのただしがあり、そのとおりである。ただし、同社と下請け業者の支払額については、市は関知していない ーとの答弁がありました。

市は本事業の話があった当初において事業内容や事業会社に対する調査不足があったと認識しているが、今後事業を継承する事業パートナー会社や、その資金提供者であり、メガソーラー事業などを展開する巨大企業である台湾の会社について問題はないか ーとのただしがあり、事業パートナー会社については、台湾の会社が現地法人として本事業を行うために設置した企業であるため、資料を収集したが、現時点では約款や登記事項以外の資料はない。台湾の会社については、社長や幹部役員が3度来日し、通訳や代理弁護士を交え協議を行った。既に多額の資金を投入しており、今後も工事完成のために1億円近い追加投資を行うことから、当該事業を完遂させた

いという強い熱意があると感じている。仮に事業撤退となった場合のパネル撤去費用について、市の負担がないように4,000万円の預託金を先払いすることと、損害賠償保険の加入を絶対条件として、誠意をもって交渉に臨んだ結果、今回の調停に至っている。事業実施後においても、企業責任を果たしていただくよう状況を確認し、必要に応じ指導していくとの答弁がありました。

ソーラーパネルによる光害や雑草の繁茂による景観阻害の現状について ただしがあり、周辺地域への進出企業から苦情があったので、一部パネルの角度を変更したが万全ではなく、当該企業の窓にブラインドを設置する予定である。全てのパネルについて角度を変更しなければ、光害の解消には至らないので、今後とも指導していく。また、雑草についても年2回刈り取るよう指導していく との答弁がありました。

弁護士費用について ただしがあり、着手金は既に支払ったが、その他の調停などに要する費用についてはまだ精算していない。これら費用については市の負担となる との答弁がありました。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 松浦君。

○1 番（松浦健次君）2 ページの、特定任期付職員として専任の弁護士を配置する方針であると。これについては、問い合わせがなかったと。募集しても問い合わせがなかったということではありますが、では、これから先にどういうふうに対応していくかという、つまり、雇用の条件を上げるとか、そういうことで対応していくのかどうか。また、そういう

質問がなかったか。市当局も今後の対応について、何らかの意思表示がなかったかということをお尋ねします。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）松浦議員の質問にお答えします。

ただ今の質問について、そういう質問等はありませんでした。現在のところ、12月25日まで再募集しているということと、日弁連のひまわり求人求職ナビで募集しているということにとどまっております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市債権管理条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番(阪本久代君)登壇〕

○8番(阪本久代君)議案第17号について、
反対の立場で討論を行います。

個人番号を含む特定個人情報の市独自の
利用など、必要な事項を定めるものですが、
全ての国民に個人番号をつけるマイナンバー
制度は、個人情報が集積されるということ
で、ひとたび流出したり悪用されたりす
れば甚大なプライバシー侵害になります。
カードの盗難、紛失、成り済ましの危険も
否定することはできません。通知カード
でもマイナンバーカードでも、持ち歩
けばそれだけ紛失、盗難の可能性が高
くなります。このようなマイナンバー
制度は、凍結・中止すべきだと考
えます。

以上をもって反対討論とします。

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で
討論する方ありませんか。

10番 森下君。

〔10番(森下伸吾君)登壇〕

○10番(森下伸吾君)私は、本案に賛成の
立場で討論をさせていただきます。

マイナンバーにつきましては、いろいろと
諸所問題はございますが、これに関し
ては国の制度でありまして、マイナン
バーに関しましては国で討論していただ
くことでありまして、この条例に関し
ては別途内容を含むことでもありま
すので、本条例に関しては、賛成
という立場で討論をさせていただきます。

○議長(中本正人君)次に、反対の立場で
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、
これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市行政手
続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情
報の提供に関する条例についてを採
決いたします。

委員長報告は可決であります。委員
長報告のとおり決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中本正人君)起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告
のとおり可決されました。

次に、議案第20号と議案第21号の
2件について、一括して討論を行
います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないよう
ですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市印鑑
登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について と、議案第
21号 橋本市手数料条例の一部を
改正する条例について の2件を一
括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員
長報告のとおり決することにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認
めます。

よって、議案第20号と議案第21号
の2件については委員長報告のと
おり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入
ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 調停について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第9 議案第28号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

それでは、経済建設委員会に付託されまし

た案件について、ご報告申し上げます。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第28号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を審査するため、12月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第28号は、橋本林間田園都市駐輪場は、年末年始を休業日とし、利用時間を午前6時30分から午後10時までと定めているが、早朝・深夜・年末年始において駅利用者がある実情に合わせ、供用日を通年、供用時間を24時間と改正するものである。

委員から、駐輪場の利用者数と利用率の推移について ただしがあり、年間延べ契約台数は26年度で6万2,865台である。利用率については、23年度は27.6%、24年度は26%、25年度は23.5%、26年度は21.5%であり、年々徐々に低下している との答弁がありました。

供用時間の延長に伴い、管理運営に要する人件費や経費が増加するか とのただしがあり、本駐輪場は指定管理者制度により指定管理者が運営しており、供用時間延長に際し指定管理者と協議を行っている。延長時間に管理人を配置しないことから、人件費の増額はなし。また、旧館を閉鎖し新館のみを運営する状況であるため、旧館閉鎖による電気代削減分により、供用時間延長による電気代増加分を賄える。以上のことから指定管理料の増額はなし との答弁がありました。

新館と旧館の駐輪可能台数について ただしがあり、新館は234区画、旧館は564区画である との答弁がありました。

防犯カメラを設置しているか とのただしがあり、1機設置している との答弁がありました。

行政改革の観点から、本駐輪場の今後の運営について ただしがあり、新館のみの運営で需要に対して十分対応可能な状況であるので、来年度策定する公共施設等総合管理計画の個別方針編では、旧館については廃止の上、解体・売却で検討するものと考えている との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について から、

日程第13 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件

○議長（中本正人君）日程第10 議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について から、日程第13 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について、議案第15号 橋本市立文教施設基金条例について、議案第16号 橋本市歴史文化的景観保全条例について、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第14号及び第15号は賛成者がなく否決すべきもの、第16号及び第33号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第14号及び第15号は、文教施設の使用料を免除している社会教育関係団体及びサークル等から、当該施設の維持管理に資するための協力金を徴収し、また、その徴収した協力金を積み立てるための基金を設置するため、それぞれ新たに条例を制定するものである。

委員から、協力金徴収については、関係諸団体に対する説明が不足し、理解を得られていない部分があるのではないか とのただしがあり、教育委員会議と社会教育委員会議においては、改正内容と今議会に提案することを報告しているが、公民館運営審議会において、館長会を通じて事前に説明するとしながらできなかったこと、また、社会教育認定団体や各地区公民館のサークルに対しても詳しい説明ができていない点について、誠に申しわけないと思っている との答弁がありました。

教育文化会館の維持管理費が年間986万円ということだが、そこに入っている教育委員会事務局の電気、水道料が大半を占めている

と思うが、公民館活動としての維持管理費用分はどのくらいと考えられるかとのただしがあり、電気、水道料等のメーターは、文化会館としてそれぞれ1本になっているため分割はできていないとの答弁がありました。

公民館の利用実績のうち使用料の減免対象件数はどれほどか。また、市は生涯学習に力を入れていると思うが、協力金の徴収は公民館活動やサークル活動にどれほどの影響があると考えられるかとのただしがあり、例えば、紀見北地区公民館では、年間の減免件数が平成25年度実績で和室の午前166件、午後178件、夜17件、実習室の午前125件、午後140件、夜25件、会議室の午前245件、午後205件、夜66件、図書室の午前45件、午後11件、夜2件で、地区公民館として減免を受けているサークル活動は全体の概ね92%から93%となっているのが現状である。

また、市では生涯学習推進計画を策定し、生涯学習の推進に力を入れていると評価されているし自負もしている。協力金徴収による影響については、各サークルによってかなり違うのではないかと考えている。自立したサークルとして頑張っていこうとする場合、協力金についても乗り越えていけるだけの力は既に蓄えているのではないかと考えている。社会教育団体についても同様ではないかと思っている。社会教育団体やサークルに対して丁寧な説明を行い、橋本市の生涯学習の力を落とさないよう、また、このことを通してもう一つ節目をつくって頑張っていっていただけるよう対応したいとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、公民館活動は、文化教養、あるいは健康、その他住民の福祉において極めて重要なものだと考えている。その費用というのは行政経費として認めるべきで、活動を衰退、停滞させるような条件、要素は全て排除していくべきと考

え、反対するとの討論がありました。

同じく反対の立場から、維持管理に必要な経費は受益者負担という考え方は間違っていないが、今回は条例作成の過程に非常に問題がある。自分たちは市民の代表としてここに立っており、両方の意見等を吟味し賛否を表明するわけであるが、今回、関係者等への説明の過程が抜けているのではないかという点において反対するとの討論がありました。

議案第16号は、高野参詣道である黒河道において、本年10月、国の史跡指定を受けた区間を、今後さらに世界遺産追加登録をめざすにあたり、その区間とともに周辺景観の保全が必要となる。祖先が残してきた貴重な文化遺産とこれを取り巻く独自の文化景観を後世に継承していくため、新たに条例を制定しようとするものである。

委員から、条例制定によって不利益を受ける人があるか。また、ある場合はどのような内容で、それに対する方策はどのように考えているかとのただしがあり、例えば、林業で木の伐採をするときに指定区域内では許可が必要となる。この場合には、今後また植林してその景観を維持できるということであれば許可することができる。林業、農業でこれまでの生業を維持していくことについてはほとんど支障がないと考えているとの答弁がありました。

財産所有者が形質や利用方法を変える場合はどうか。また、そのような行為を強制的に禁止するという趣旨なのかとのただしがあり、条例制定そのものが現状の景観を維持していくことであり、これに取り組んでいかなければ世界遺産にはつながっていかない。大規模造成や開発事業以外で、例えば指定区域内に自宅を建築するとか樹木を伐採して新たに植林する場合は許可することができるとの答弁がありました。

念頭に置いている景観保全地区として、黒河道以外で指定を受けるような地区はあるかとのただしがあり、今のところは世界遺産対象の黒河道の区域のみを考えている。今後、世界遺産の区域が広がる、または別に世界遺産の指定を受けるということがあれば、指定範囲が広がる可能性はあるとの答弁がありました。

景観保全審議会の組織について、委員を10人以内としている点と学識経験者はどの分野からと考えているか。また、罰則らしいものがないが大丈夫かとのただしがあり、委員の人数は、県下の状況では10人から15人で、地域の住民代表、地域の文化財に関する活動をしている方や大学の先生を委嘱しているといったところである。文化財の保護、活用は地域住民の理解のもとで進めていくという基本があり、これがなければ推進されないものである。地権者の方々にこれまでも説明会を開いており、関係地区それぞれにおいて理解を得られたものと考えているとの答弁がありました。

議案第33号は、運動公園について、平成28年3月31日をもって現在の指定管理が満了することに伴い、現指定管理者である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社の設立経緯、施設全体の熟知度、自主事業等の展開や長年の運営実績等を考慮し、引き続き平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、同法人を指定管理者として指定するものである。

委員から、本施設の指定管理者の指定においては、当初から公募なしで指定してきているが、当該法人の仕事ぶりを見て、管理運営にさらなる進歩があるように、改善すべきところは改善してもらおうという考えはあるかとのただしがあり、市が県から指定管理者の指定を受けている県立体育館も本年度末をも

って期間が満了する中で、12月県議会で、引き続き橋本市を指定する議案を提出していたいており、議案が可決されれば、これまでどおり橋本市が指定を受けて当該法人に管理委託することを考えている。運動公園と県立体育館が一体的に管理運営できる部分も含めて当該法人にお願いすることにした。ただ、県立体育館の指定管理においては、今後、指名競争入札の検討という話もあることから、今回は本件のとおり指定し、この5年間に当該法人においても、独立していけるだけの力量をしっかりとつけていただくよう指導していきたいとの答弁がありました。

スポーツツーリズムに合致するような活動を誘致する考えはどうかとのただしがあり、スポーツ合宿の実績が驚くほど上がっている。全国規模の大会はないが、合宿などには十分使っていただけるので、引き続き誘致に努めるよう働きかけたいとの答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）委員長にちょっとお尋ねをいたします。

今回、14号、15号については、委員会では否決ということをお聞きしたわけですが、この条例については、当局から上げてきたものであると。そこで、委員会があったわけなんですけれども、維持管理に必要な経費は受益者負担という考え方は間違っていないと。今回は、条例作成の過程に非常に問題がある。これは説明不足ということやな。自分たちは市民の代表としてここに立っており、両方の意見等を吟味し賛否を表明するわけであると。関係者等への説明の過程が抜けてい

ると。

再度、これが否決になって、要するに、また当局が各団体に対して説明をしていかなければならない。そういうことを総合的に考えた場合は、当局と議会が両輪のごとくいかなければならないという立場に立った中では、そういう立場で委員長は、委員の方々も議論があったかと思うわけなんですけれども、否決の選択をするということよりも、当局の説明不足ということで、取り下げの要請があったんかなかったんか。当局から取り下げという要請があれば、当然取り下げをして再度出すということではあるわけですけども、ここで否決をすると、今度、団体に対して、議会が否決したのに対して、値段上げるので協力してよと言いにいきにくい。本会議で否決してしまうとね。そういうことも考えて、取り下げの要請が、私の聞きたいのは、取り下げという選択の余地があったにもかかわらず、それをやったんかどうかということ、ちょっと一言だけお聞きしておきたいと思えます。なければないで結構でございます。

○議長（中本正人君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）17番議員の質問にお答えします。

ちょっと答えになるかどうかわかりませんが、まず、答えとしてはなかったというふうにお答えさせていただきます。

あと、反対討論にも、書面にもあるように、反対の趣旨も二通りございまして、議員各位の否決の内容としては、まずは当局の説明、十二分に果たしていなかったということと、経緯が段取り不足ということと、あと、こういう文化に携わるところは市が負担すべきではないかというニュアンスやったように私は思うんですけども、そもそも教育委員会の事前の説明は別として、質疑に対して、まずは教育委員会からの段取り不足であるというこ

とを自覚した上でこの議案を上げてきておりましたので、取り下げ云々という話には一切至りませんでした。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第14号と議案第15号の2件について、一括して討論を行います。

委員長報告は否決でありますので、まず、原案に賛成の立場で討論する方ありませんか。

3番 杉本君。

〔3番（杉本俊彦君）登壇〕

○3番（杉本俊彦君）私は、原案に対して賛成の立場から発言いたします。

橋本市は、今、行財政改革進めておる中で、いろんなところの値上げという形で、今回の議会に提出しております。その中で上がってきたこの案件なんですけど、同じように、公民館は、今までは社会性だけの追求でよかったかもしれませんが、いろんなことを踏まえた中で、事業性も少し入れていくというふうなことを負担していただくということも加味した上で、今回市から出てきている案件だと思います。

市長をはじめ特別職の方の削減、あるいは職員全員の給料を下げるところまで踏み込んだ形の行政改革に取り組む中で、公民館利用者の方にも一部負担していただき、なおかつ次の第15条に、基金として積み立てた上での修繕費等に利用するということまで明記することを入れているわけですから、この案に関しては、原案に対して、私は賛成の立場から発言いたします。

以上です。

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）私は、委員長報告に賛成、原案への反対の立場で討論をいたします。

まずもって、関係団体の受益者負担は必要です。それについては、そのとおりだと思います。

しかしながら、今回は公民館運営審議会や関係団体に対して協力金徴収の説明が十分に行われていない点、また、社会教育委員会議への説明でも、全会一致で反対の方向が示されている点、さらに、来年4月の予約が、来年の1月から予約が始まる中で、このタイミングで可決してしまうと周知徹底が相当難しいこと、また、余計な混乱を招くおそれがあると考えます。

このことから、原案に反対といたします。

なお、今後のことを考えて、関係団体などには受益者負担の説明はしっかりと行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）議案第14号、第15号の2件について、私は委員会の議論については理解はできます。当局が説明をきちっとしなかったと。してないということは、要するに各団体についても、いろいろ問題が出てきておる。それについては、私も文教厚生委員会の委員ではないがために、本会議においてきちんとそのことを説明することが大事であるよということを、当局にきちんとやりますと、説明をしてからでなければ、条例は通っても執行はしない。説明をした後に粛々と執行していく。納得さした上で。そして、それを使うんじゃないくて、先ほど3番議員もおっしゃったように、基金として積み立てておく

わけね。それについては、理解を経た上でやりますよという答弁は教育長からいただいております。

そういうことから、要するに、この14号、15号が、委員会で否決にはなっておりますが、本会議で、やはり賛成ということで原案に賛成をしていただいて、そして通しておいて、そして、その説明をきちっとやっていたと。努力をしていただく。

これがなぜかといいますと、この本会議場でこの案件について一旦否決をしてしまますと、各種団体に、議会が全部反対で否決になっている問題を、何で当局が値上げについて我々にやいやい言うてくんのなということで、また団体から議会に対して、そんなことはやめさせろということで、問題が非常に大きくなる。要するに、値上げを結局せないかんと、橋本市にとっては非常に大事な、多少なりとも協力金ももらわないかんと。中身は、私が言ったようにお金の、低所得の団体とか福祉の団体については減額制度をつくりなさいと、つくりますと言うてるんやから、だから、弱い者をいじめるということではないと私は信じております。

企業等にも、ちゃんとしたそういう制度も変えて、運用の面で協力もしてもらおうようにして基金を積み立てていこうということの中です。ありますので、この14号、15号については、本会議においては皆さん方に協力をしていただいて、そして、当局を信じて、ちゃんと説明をした上で基金積み立てに、運用にちゃんとやっていたと。ということでしていただいたら、議会と当局がうまく両輪のごとくいくのではないかと、そういう意味において、私は原案に賛成といたします。

以上でございます。

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

1 番 松浦君。

〔1 番（松浦健次君）登壇〕

○1 番（松浦健次君）私は、本条例案に反対の立場から討論いたします。

公民館は地域の共同体の中核として、文化と教養を高めると同時に、特に今日の少子高齢化社会において、住民相互の交流を通じて支え合いの根拠という極めて重要な役割を果たしております。その意味で、公民館は直接・間接に地域住民の心身の健康や生きがい、一人ひとりの人生の充実に大きな役割を果たしております。

さらに、南海・東南海地震等の大災害が予想される中で、自助・共助を有効、適切に実施するためにも、人のつながりの基礎を成す公民館活動の果たす役割は、はかり知れないものと考えます。

また、今回の条例案に対しては、長い間橋本市の文化の充実、向上、発展に貢献してこられた方々からも、橋本市の今後の文化活動の停滞・衰退につながるのではないかと心配する声が数多く上がってきております。文化・芸術は、携わることご本人の技量や精神的向上はもちろんですが、作品を鑑賞する私たちにも、大きな感動や喜び、感謝、元気、心の癒やし、浄化等、はかり知れない恩恵を与えてくれるものであります。

橋本市美術家協会からの要望書の一部を紹介いたします。「我々文化芸術団体が施設をお借りして作品展示会を開催するには、単に個人の作品の発表の場としてだけではなく、和歌山市や京阪神の文化の中心地域、これには距離的に遠く、すぐれた作品に触れる機会が少ない市民の方々に、身近に文化芸術を体験していただき、橋本市の文化レベルの向上に寄与する意味が大きいものと自負しております。」以上です。

市当局も、私たち議員も、この言葉を重く

受けとめるべきであると思います。言い換えれば、これらの方々の展示会がなければ、橋本市が市民のためにお金を出してでもその開催をお願いすべき価値ある活動であり、極めて公的色彩の強いものであると理解すべきであります。

確かに、橋本市の財政事情は厳しいものがあります。しかし、公民館活動、文化芸術活動が市民の人生の充実、彩り、潤いに果たす役割の本質をご理解いただき、その停滞・衰退につながる本条例案に反対していただきたく、お願いいたします。

市当局に一言、こんなところへし寄せするより、昨年のこども園の建設、山田公民館建設において、契約締結管理の一連の不手際で1億二、三千万円の損害を被っても、手続き上、何の問題もなかったと強弁するような親方日の丸的な姿勢の体質を、まずたたき直すべきであります。公民館に関する維持管理費用は、当然の行政経費として考えるべきである。

以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（中本正人君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

8 番 阪本君。

〔8 番（阪本久代君）登壇〕

○8 番（阪本久代君）反対の立場で討論を行います。

橋本市は、今まで生涯学習に力を入れてきたからこそ、社会教育団体やサークル等の活動が活発であると思います。

今回、名前は変えて協力金ということですが、今まで使用料については減免をしていたのを協力金という名で有料にするということは、橋本市の方針の大きな転換である

というふうに思います。

社会教育団体やサークルは、今までも橋本市のいろいろな行事などに協力もし、この橋本市のまちづくりにも寄与してきていると思います。また、それ以外の団体は、使用料を払って教育文化会館や公民館を使っているわけです。教育を受ける権利や学習する権利を保障するのは自治体の責務であり、名前を変えて有料にすることには反対であります。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（中本正人君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について と、議案第15号 橋本市立文教施設基金条例についての2件を一括して採決いたします。

委員長報告は否決であります。

原案についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中本正人君）起立少数であります。

よって、議案第14号と議案第15号の2件については否決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市歴史文化的景観保全条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）